

# 豊総男女共同参画推進懇話会活動報告

Vol.5  
豊川総合用水  
土地改良区

## 令和7年6月30日に第5回豊総男女共同参画推進懇話会を開催しました！

今回は「農業分野における男女共同参画」と題して、当土地改良区の女性理事3人から、それぞれの営農状況を、スライドを用いて発表し、その後、全体討論を行いました。さらに、今年4月に施行された改正土地改良法の概要を、小柳津委員に解説頂きました。

### I. 農業分野における男女共同参画



柴田芳子



山内祐子



杉本あき

発表の様子

#### 機械化(柴田芳子理事)

豊橋市天伯町でキャベツ栽培をしています。我が家は、“開発型農業で21世紀をリードしたい（創意工夫と発想の転換で）”をモットーに営農しています。もの作りの得意な主人は、仕事が楽になり効率が上がるよう色々な装置を開発しています。また、5台のトラクターや乗用管理機（追肥・中耕）などの機械を導入して、省力化も図っています。機械類は、ほとんど中古で購入して出費を抑えています。

Q. 営農における柴田さんの役割は何ですか？

A. 営農については、すべて家族で相談して考えています。以前は私が帳簿を付けていたので、機械の購入に際しても意見を出しています。また、我が家機械化に対応するため、大型特殊免許を取得しました。

#### ワークライフバランス(山内祐子理事)

田原市江比間町で輪菊を生産しています。我が家は、役割分担、休日など明確化のため、「家族経営協定」※を締結しています。我が家は、“ゆとりある経営、理想の農（脳）業”を目標に掲げています。“理想の農（脳）業”とは、時代に合った農業、現在ではスマート農業などに常にアンテナを高くしておくことです。自分達のやり方、時間の使い方などで、ゆとりある経営は可能です。「農業って魅力あるじゃん!!やりがいあるじゃん!!」と後継者が思えるような経営を常に目指し、我が家だけでなく地域全体が活性化するよう、これからも発信していきたいと思っています。

※家族経営協定とは：意欲とやり甲斐を持って参画できる魅力的な家族農業経営を目指し、家族間での話し合いに基づき、経営方針の共通理解や役割分担、就業環境の改善策などについて取り決めるものです。取り決めの具体的項目に関しては、各市町村が独自に作成しています。

Q. 家族経営協定の記入例を市町村が参考として紹介しています。そこでは、家事（食事の支度、洗濯など）の分担は、ほとんど女性とされており、家事は女性という分担意識が明白に示されているように思いますが、この記入例の内容に、女性から疑問は出ないのでしょうか。

A. そのような意見は聞いたことがありません。もしかしたら、疑問すら出ないような、固定的性別役割分担意識が男女共に残っているのかもしれません。

#### 地域との関わり(杉本あき理事)

豊川市三上町でネギを生産しています。以前は、他県で夫婦ともにアパレルの同じ会社に勤めていました。夫の母が1人で農業をしていたのを機に、私は子育てをしながら、夫はサラリーマンを辞めて、農業を受け継ぐことになりました。二人ともに農業は初心者から始めて、現在に至っています。

Q. 土地改良区の役割について、近所の方などに伝えたことはありますか？

A. 伝えたことはないし、質問されたこともありません。私が理事をしていることは知らないくらいだと思います。

むしろ、他地域の知り合いから、当懇話会の活動報告を見て、メッセージをもらう方が多いです。

## 全体討論

### テーマ① 営農における女性農業者の現状

- 女性の農業参画において、まず体力差に基づく壁、「力仕事は女性には任せられない」という男性側にとっての共通意識があると思います。
- 男性が女性に配慮して力仕事を代わる場合、女性からすると、自分ができる役割を奪われたと感じる場合があります。女性でもできることは自分で行うし、やりたいという意識は強いものです。
- 体力は個人差が大きいので、男女共に柔軟な意思疎通が必要です。実は、体力における性差の有無は科学的に解明されていません。しかし現実として平均値で比較すると、筋力（握力等）は女性が低い数値を示しています。体力差を補う一つの手段に、機械化があります。柴田さんのように、女性農業者が大型特殊免許を取得する事例がみられるということで、機械化とそれへの対応は進んでいるようです。

### テーマ② 農村における固定的性別役割分担意識は強いのか？

- 現状では、山内理事発表時のQ&Aからわかるように、農業従事者の固定的性別役割分担意識は強いようです。本懇話会では、令和5、6年度実施の第1、2回で、男女共同参画推進に当たって必要なことは、「制度設計」と「意識改革」であるとの認識を共有しました。「家族経営協定」の設定は、「制度設計」に関する取り組みです。しかし、現状では「意識改革」できていない人材が、制度を設計している事例が散見され、これでは実質的な男女共同参画社会の実現は遠いようです。現状で策定されている制度の内容と、その運用方法についての見直しが必要ではないでしょうか。



討論の様子

**こぼれ話** 日本語では、「主人」「亭主」「家内」「奥さん」など、男性、女性を区別する語彙のなかに、男女が同格でないことを固定化し、言葉により性差別意識を助長していると感じる、という意見もありました。

- 一方で、共働き家庭では大体家事を分担しているとの意見がありました。山内さん、柴田さん（ともに60代）の家庭でも、息子世代では家事を分担しています。また、それを見て、親世代にも変化が及んでいるようです。個別レベルでは、農業従事者においても、現実の生活形態に沿って性別役割分担意識は薄れていることがわかります。

**こぼれ話** 農業従事者に限りませんが、自治会の組長も、以前は男性がほとんどだったところ、現在は女性が増えている、との感想も紹介されました。

## II. 土地改良法の改正について

農政の憲法といわれる食料・農業・農村基本法が昨年改正され、その方向性に対応して、土地改良法が令和7年4月1日施行で改正されました。改正には、3つの柱として、「農業水利施設の保全」、「防災・減災、国土強靭化対策」、「スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備」が挙げられています。これら3本柱を推進するに当たり、農村と呼ばれている地域の混住化が進んでいる現状では、農業従事者以外の人達にも土地改良区の存在と役割を理解してもらうことが重要課題ではないかと考えます。

そこで、農業で活躍している女性が他のコミュニティで土地改良区の情報を発信していくば、地域の方々にとって土地改良区が身近な存在になると共に、農業に関する関心も広まるのではないかでしょうか。加えて、土地改良区が単に農業関連組織ではなく、社会に関わる組織として子どもたちにも認識されるようになれば、農業に親しみ、後継者となる人材が増えることにもつながります。

本懇話会では、今回の改正におけるポイントの一つは、「連携」ではないかと考えました。多様なコミュニティの連携を図ることに、女性の力が發揮できるのではないかでしょうか。